

鳥取県森林資源デジタル管理推進対策事業実施要領

制 定 令和3年7月19日付第202100101701号
一部改正 令和4年7月29日付第202200113465号
鳥取県農林水産部長通知

(趣旨)

第1条 鳥取県森林資源デジタル管理推進対策事業（以下「本事業」という。）のうち、鳥取県森林資源デジタル管理推進対策事業費補助金交付要綱（令和3年7月19日付第202100101700号鳥取県農林水産部長通知。以下「交付要綱」という。）別表第1欄に定める路網設計支援ソフト整備事業（以下「本事業」という。）の実施については、交付要綱に定める事項のほか、この要領に定めるところによるものとする。

(事業の内容)

第2条 本事業の内容は、効率的な路網整備の推進を目的とした、レーザ計測データを活用し、効率的な路網設計を支援するソフトウェアの導入に対し支援するものである。

(補助対象者の要件)

第3条 交付要綱別表第2欄に規定する事業実施主体は、以下の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 県内に事務所を有する林業経営体等であること。
- (2) 第5条に基づく事業実施計画書を提出し、県の承認を得た者であること。
- (3) 事業実施の翌年度末までに路網設計ソフトを活用して路網計画資料の作成又は路網整備を実施し、第6条に基づく事業実施報告書を県に提出できる者であること。

(補助対象経費)

第4条 交付要綱別表第3欄に規定する補助対象経費は、ソフトウェアを導入するために必要な経費（ソフトウェアのセットアップ等に要する経費を含む。ただし、パソコン、タブレット端末等汎用性のある機器、保守に関する経費を除く。）とする。

(事業実施計画書)

第5条 本事業を実施しようとする者は、事務所の所在する区域を所管する地方事務所（東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、西部総合事務所日野振興センターをいう。以下同じ。）の長に、様式第1号による事業実施計画書を提出するものとする。

2 地方事務所の長は、事業実施計画書の内容を審査し、適正であると認める時は、様式2号により通知するものとする。

(事業実施報告書)

第6条 事業実施主体は、事業実施年度の翌年度末までに、様式第1号による事業実施報告書を地方事務所の長に提出するものとする。

2 地方事務所の長は、事業実施報告書の写しを森林・林業振興局長に提出するものとする。

(補助金の返還)

第7条 事業実施主体が次に掲げる事項に該当する場合、事業実施主体は、補助金の一部または全額を返還しなければならない。

- (1) 規則、交付要綱及び本要領に違反した場合。
- (2) 虚偽の申請報告等、本事業に関する不正が認められた場合。

附 則

この要綱は、令和3年7月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月29日から施行し、令和4年度の補助事業から適用する。

様式第1号（第5条及び第6条関係）

（元号）年度鳥取県森林資源デジタル管理推進対策事業実施計画書（報告書）

1 事業体情報

事業体名	
住所	
担当者（連絡先）	

2 事業計画（実績）

（1）ソフトウェア導入の目的

--

（2）スケジュール

区 分	実施時期	備 考
ソフトウェアの導入	年 月ころ	ソフトウェアの名称 （ ） ※商品名を記載すること
レーザ計測データの取得	年 月ころ	取得の範囲 （ ） ※市町村名を記載すること
路網計画資料の作成又は路網整備	年 月ころ	区域又は路線名 （ ）

（注）実施時期の欄は、計画書には予定、報告書には実績を記載すること。

3 事業成果（※報告書のみ記載）

（1）ソフトウェアを導入したことにより業務が改善した点、工夫した点等
（2）今後のソフトウェア活用見込み

（注）ソフトウェアの活用状況が分かる写真を1枚以上添付すること。
路網計画資料を作成した場合には、サンプル資料を1枚以上添付すること。
路網整備を実施した場合には、路網の様子が分かる資料を1枚以上添付すること。

様式第2号（第5条関係）

第 年 月 号
日

様

地方事務所の長
（ 公 印 省 略 ）

（元号）年度鳥取県森林資源デジタル管理推進対策事業実施計画の承認について（通知）

年 月 日付けで提出のあった事業実施計画について、審査の結果、適正と認めます。